

千葉市 価格高騰重点支援給付金 (3万円/1世帯) のご案内

- 千葉市価格高騰重点支援給付金 **(1世帯あたり3万円)** は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から8月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

給付金の支給時期

受理した日から **1か月程度** が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

令和5年6月1日時点で千葉市に住民登録されている世帯で、世帯全員の令和5年度 **「住民税均等割が非課税」** の世帯

申請時点で千葉市に住民登録のある世帯で、予期せず令和5年1月～8月の収入が減少し **「住民税非課税相当」** の収入となった世帯

千葉市から価格高騰緊急支援給付金(1世帯5万円)を口座振込で支給された世帯

左記以外の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

令和5年1月2日以降に千葉市に転入した方がいる世帯

申請が必要です。

支給案内(はがき)を送付します。

確認書を送付します。**返送が必要です。**

申請が必要です。

申請書の入手方法は、下記コールセンターまでお問い合わせください。

※口座の変更等がなければ手続き不要です。
※口座の変更等があれば **令和5年7月5日(水)まで** に下記コールセンターまでお問い合わせください。

申請書の入手方法は、下記コールセンターまでお問い合わせください。



返送・申請期限：令和5年9月30日(土)
※消印有効

詳しくは裏面 **I** へ

詳しくは裏面 **II** へ

お問い合わせ

千葉市価格高騰重点支援給付金コールセンター

 **0120-592-028**

受付時間 平日9:00～17:00
(年末年始・祝休日除く)

耳や言葉が不自由な方は、電子メールやFAXでお問い合わせいただけます。

E-mail: kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp

FAX: 043-245-5541



【千葉市HP】

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から千葉市にお住まいの場合

●千葉市から価格高騰緊急支援給付金(1世帯あたり5万円)を口座振込で受給された世帯

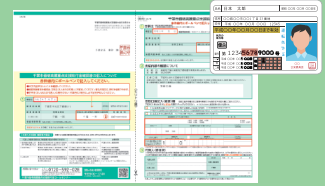
対象となる世帯には、千葉市から、支給内容や注意事項が書かれた**支給案内**が届きます。

- ・口座の変更や辞退のご希望がない方：手続きは**不要**です。
- ・口座の変更や辞退のご希望がある方：手続きが**必要**です。**令和5年7月5日(水)までに**おもて面のコールセンターまでお問い合わせください。届出書を送付します。

●上記以外の世帯

対象となる世帯には、千葉市から、支給内容や確認同意事項が書かれた**確認書**が届きます。

お送りした確認書の内容をご確認いただき、同封の返信用封筒により**ご返送ください**。



世帯の中に、令和5年1月2日以降に千葉市に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに市からお渡しする返信用封筒によりご提出ください。



II 失業などにより、予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和5年1月から8月までの任意の1か月収入×12倍)が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。(適用される限度額については、千葉市HPをご確認いただくか、おもて面のコールセンターにお問い合わせください。)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに市からお渡しする返信用封筒によりご提出ください。



収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

返送・申請期限：令和5年9月30日(土)

※消印有効

申請書は、おもて面のコールセンターにご連絡いただければご自宅に郵送いたします。

また、以下に設置する相談窓口でも配布いたします。

※市ホームページからもダウンロードいただけますが、その場合、郵送料はご自身でご負担をお願いします。

相談窓口

- ・中央保健福祉センター(きぼーる)13F
- ・花見川保健福祉センター3F
- ・稲毛保健福祉センター1F
- ・若葉区役所1F
- ・緑保健福祉センター2F
- ・美浜保健福祉センター4F

【受付時間】平日9:00~11:30、12:30~17:00(祝休日除く)

※設置は令和5年9月29日(金)まで



給付は1世帯1回限りです。上記I・IIの重複受給はできません。

価格高騰重点支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便が

あった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

